

復興支援活動を行う NPO 等が
活用可能な政府の財政支援について
(令和 3 年度概算要求)

令和 2 年 10 月 30 日現在

復興庁ボランティア・公益的民間連携班

目 次

【生活支援】

被災者支援総合事業（被災者支援総合交付金）	1
被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）	3
仮設住宅サポート拠点運営事業（被災者支援総合交付金）	5
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）	7
仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 （被災者支援総合交付金）	9
復興支援員	11
放課後児童健全育成事業	13

【まちづくり】

被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）	（再掲・3）
復興支援員	（再掲・11）

【医療・健康相談】

緊急スクールカウンセラー等活用事業	15
仮設住宅サポート拠点運営事業（被災者支援総合交付金）	（再掲・5）
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）	（再掲・7）

【教育・子育て】

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（被災者支援総合交付金）	17
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）	（再掲・7）
仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 （被災者支援総合交付金）	（再掲・9）
放課後児童健全育成事業	（再掲・13）
緊急スクールカウンセラー等活用事業	（再掲・15）

【雇用支援・産業支援】

原子力災害対応雇用支援事業	19
地域経済産業活性化対策費補助金（地域の伝統・魅力等発信支援事業）	21
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 （誘客コンテンツ開発等支援事業）	22
復興支援員	（再掲・11）

【環境・山村・漁村等保全】

特定森林再生事業	24
森林環境保全直接支援事業	25
絆の森整備事業	27
漁場保全の森づくり事業	28
農業用水保全の森づくり事業	29
森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策	31
水産多面的機能発揮対策	33
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	35

【分野横断】

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業	37
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 （つながり創出を通じた地域活性化支援事業）	39

記載事項に関する注意

- 1 記載内容は、令和3年度概算要求の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。
- 2 予算額の欄の「3年度要求額」及び「2年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額とは完全に一致しない場合があります。
- 3 「NPO等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未定であるため、「-」となっている事業があります。
- 4 「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者です。
- 5 「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
環境・山村・漁村等 保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全、環境全般に関するもの
分野横断	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当するもの

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	復興庁				
担当部署・連絡先	被災者支援班			03-6328-0271	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	復興庁被災者支援班				
予算額 (億円)	3年度 要求額	135 の内数	2年度 予算額	155 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	県、市町村、NPO 等				
NPO 等による申請先	-				
分類	○生活支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。				

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和3年度概算要求額 **135億円**【復興】
（令和2年度予算額155億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・県外避難者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

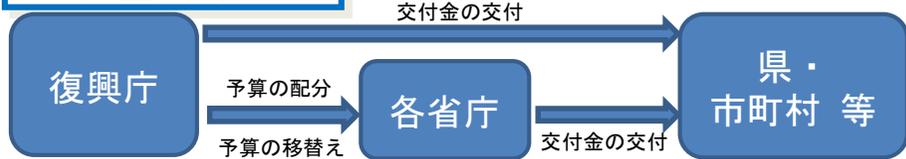
V. 被災者の心のケア支援

- ⑤被災者の心のケア支援事業

VI. 子どもに対する支援

- ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者見守り・相談支援事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	社会・援護局地域福祉課		03-5253-1111(内 2218)		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	厚生労働省地域福祉課、都道府県又は市町村				
予算額 (億円)	3年度 要求額	135の内数	2年度 予算額	155の内数	
本事業の対象地域・対象者等	岩手県、宮城県、福島県				
NPO 等による申請先	県又は市町村				
分類	○まちづくり ○生活支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援(電話相談)など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班(03-6328-0271)

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

令和3年度概算要求額：135億円の内数
(令和2年度予算額：155億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
 - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

被災三県及び管内市町村等
【実施主体】

社会福祉協議会等



相談員の配置



被災者のニーズに応じた
総合的な相談支援の実施



① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。



② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。



③ 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。



④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。



⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援

→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	仮設住宅サポート拠点運営事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	老健局認知症施策・地域介護推進課			03-3595-2889	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	被災地の復興支援を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	135 の内数	2年度 予算額	155 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	被災地 ※対象者：被災した高齢者等のうち、援護を要する者				
NPO 等による申請先	県または市町村				
分類	○医療・健康相談 ○生活支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班（03-6328-0271）

仮設住宅サポート拠点運営事業

令和2年度予算：復興庁所管「被災者支援総合交付金」155億円の内数
⇒令和3年度要求額：135億円の内数（復興庁で要求）

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。）

○ 実施主体：岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等

○ 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

設置箇所数(R2.4現在)	岩手県	宮城県	福島県
3箇所(39箇所)	0箇所(5箇所)	0箇所(25箇所)	3箇所(9箇所)

※括弧書きは前年度

※岩手県、宮城県は令和元年度で終了

※福島県については、福島第一原子力発電所事故により避難先の自治体にサポート拠点を設置しているため、引き続き事業を継続

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	子ども家庭局子育て支援課			03-5253-1111 (内 4964/4960)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	県又は市町村の「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	135 の内数	2年度 予算額	155 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	県又は市町村 ※事業毎に異なる				
NPO 等による申請先	県又は市町村 ※事業毎に異なる				
分類	○生活支援 ○医療・健康相談 ○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	<p>様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。</p> <p>(1) 子ども健やか訪問事業</p> <p>(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業</p> <p>(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催</p> <p>(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業</p>				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班 (03-6328-0271)

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

令和2年度予算額 155億円の内数 → 令和3年度概算要求額 135億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1) 子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域）

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

(3) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業（岩手県・宮城県・福島県）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(4) 児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

3. 実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補助率：定額

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	文部科学省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	総合教育政策局地域学習推進課			03-6734-3260	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	岩手県、宮城県、福島県及び3県内の本事業を実施している指定都市と中核市並びに国立大学法人の「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	135の内数	2年度 予算額	155の内数	
本事業の対象地域・対象者等	岩手県、宮城県、福島県及び3県内の指定都市と中核市並びに国立大学法人				
NPO 等による申請先	岩手県、宮城県、福島県及び3県内の本事業を実施している指定都市と中核市並びに国立大学法人				
分類	○生活支援 ○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。				
その他	平成29年度から復興庁所管の被災者支援総合交付金に統合・メニュー化				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班（03-6328-0271）

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

【東日本大震災復興特別会計】

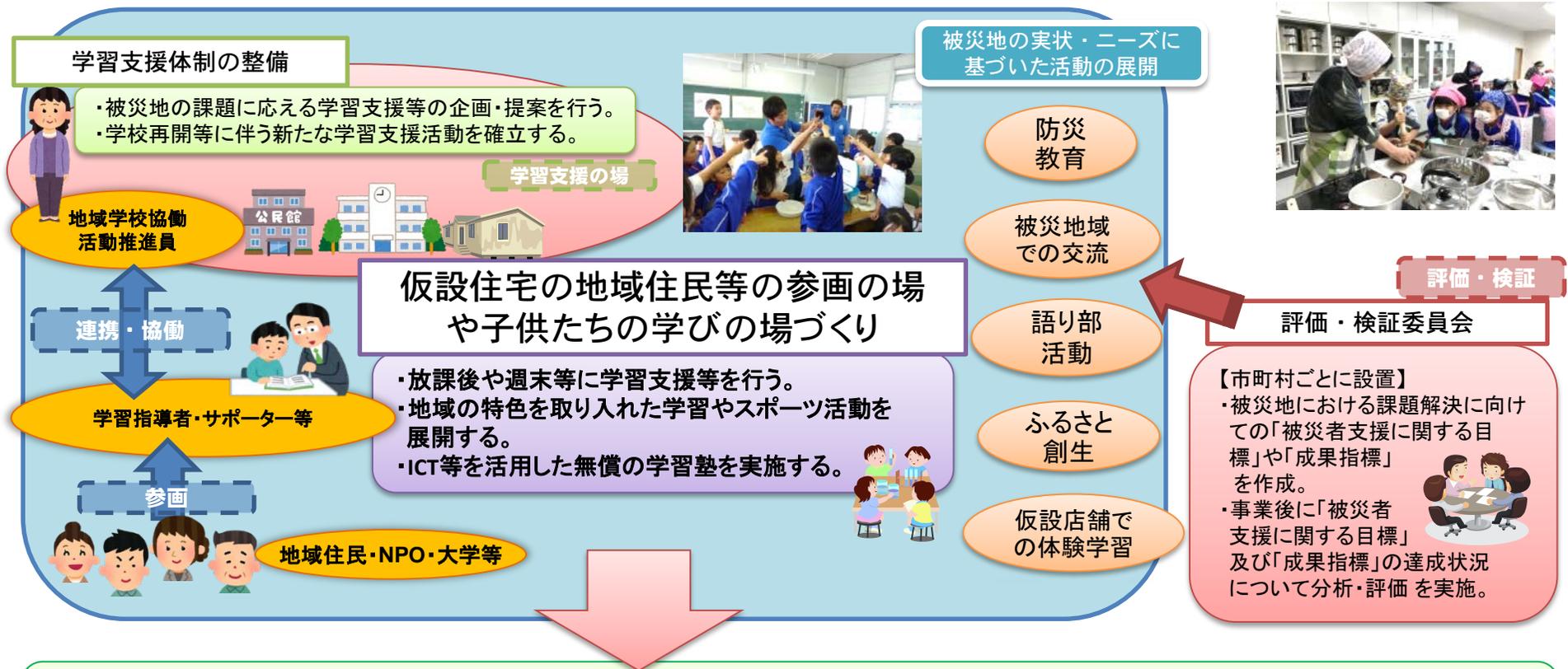
(前年度予算額 155億円の内数)

令和3年度概算要求額 被災者支援総合交付金 135億円の内数

現状と課題

- これまで様々な学習支援等を展開してきたが、仮設住宅等における生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、**未だ学習環境が十分でないところ**がある。
- 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティは未だ希薄化や分断化**されている。
- 避難指示解除等に伴い、**帰還した地域のコミュニティの再構築**が求められている。

震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の整備やコミュニティの復興促進を図る。



子供たちの学習環境が好転

子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、**地域コミュニティ全体が活性化**。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	復興支援員				
担当府省名	総務省				
担当部署・連絡先	地域力創造グループ 地域自立応援課			03-5253-5394	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	○岩手県政策地域部地域振興室（019-629-5194） ○宮城県震災復興・企画部地域復興支援課（022-211-2424） ○福島県企画調整部地域振興課（024-521-7114/7118）				
予算額（億円）	3年度 要求額	震災復興特別交付税により措置	2年度 予算額	震災復興特別交付税により措置	
本事業の対象地域・対象者等	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）				
NPO 等による申請先	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）				
分類	○生活支援 ○まちづくり ○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。（復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事務を被災地方公共団体が NPO 等民間事業者へ委託する場合の委託費についても財政措置の対象とするものであるが、NPO 等民間事業者の活動支援を行うものではないことに留意。）				

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的: 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体: 被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間: 概ね1年以上 ※平成28年6月16日付総行応第228号「復興支援員推進要綱の一部改正等について(通知)」において、「最長5年の期間」としていた復興支援員の活動期間を「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」に延長。
- 総務省の支援

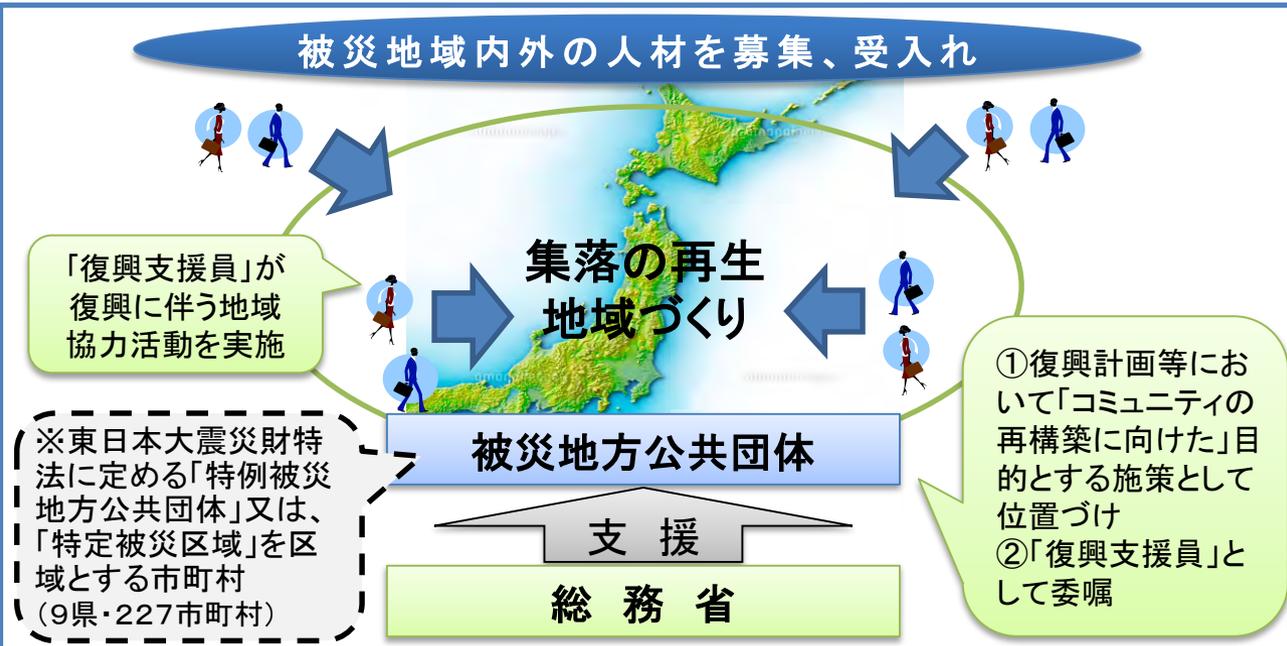
①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)

⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)*+活動費(必要額)を措置

※参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、 募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数: 291名(令和元年度復興特交算定ベース) 26団体(3県・23市町村)



復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等
(当該活動と一体として行う相談業務を含む。)
 - ・話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこし活動の支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施応援等
 - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場産品の販売等
- 集落のビジョン策定
※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める

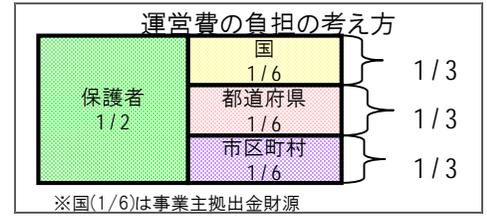
復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	放課後児童健全育成事業				
担当府省名	厚生労働省 (内閣府)				
担当部署・連絡先	子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 (子ども・子育て本部)	03-5253-1111(内 4966) (03-5253-2111(内 38353))			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各市町村の放課後児童クラブ担当部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	1,453+事項 要求の内数	2年度 予算額	1,453の内数	
本事業の対象地域・対象者等	全国				
NPO 等による申請先	市町村				
分類	○生活支援 ○教育・子育て	事業の実施期間	-		
事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。				

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和2年度予算 978億円 → 令和3年度要求額 978億円※（うち、子ども・子育て支援交付金 令和3年度要求額 812億円※）
※「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）等を踏まえ、予算編成過程で検討。

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市区町村（特別区を含む） ※市区町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



1. 運営費等

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 障害児受入強化推進事業等

障害児を受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(4) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助等

2. 研修関係

(1) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

3. 施設整備費

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市区町村 1 / 3
→（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市区町村 1 / 6

4. その他

I 子どもの居場所の確保

(1) 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

(2) 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

(1) 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

(2) 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施】

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	緊急スクールカウンセラー等活用事業				
担当府省名	文部科学省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	初等中等教育局児童生徒課			03-6734-3299	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (03-6734-3299)				
予算額 (億円)	3年度 要求額	17	2年度 予算額	22	/
本事業の対象地域・対象者等	被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域				
NPO 等による申請先	当該事業の補助を受ける自治体				
分類	<input type="radio"/> 医療・健康相談 <input type="radio"/> 教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。(NPO 等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。)				

緊急スクールカウンセラー等活用事業

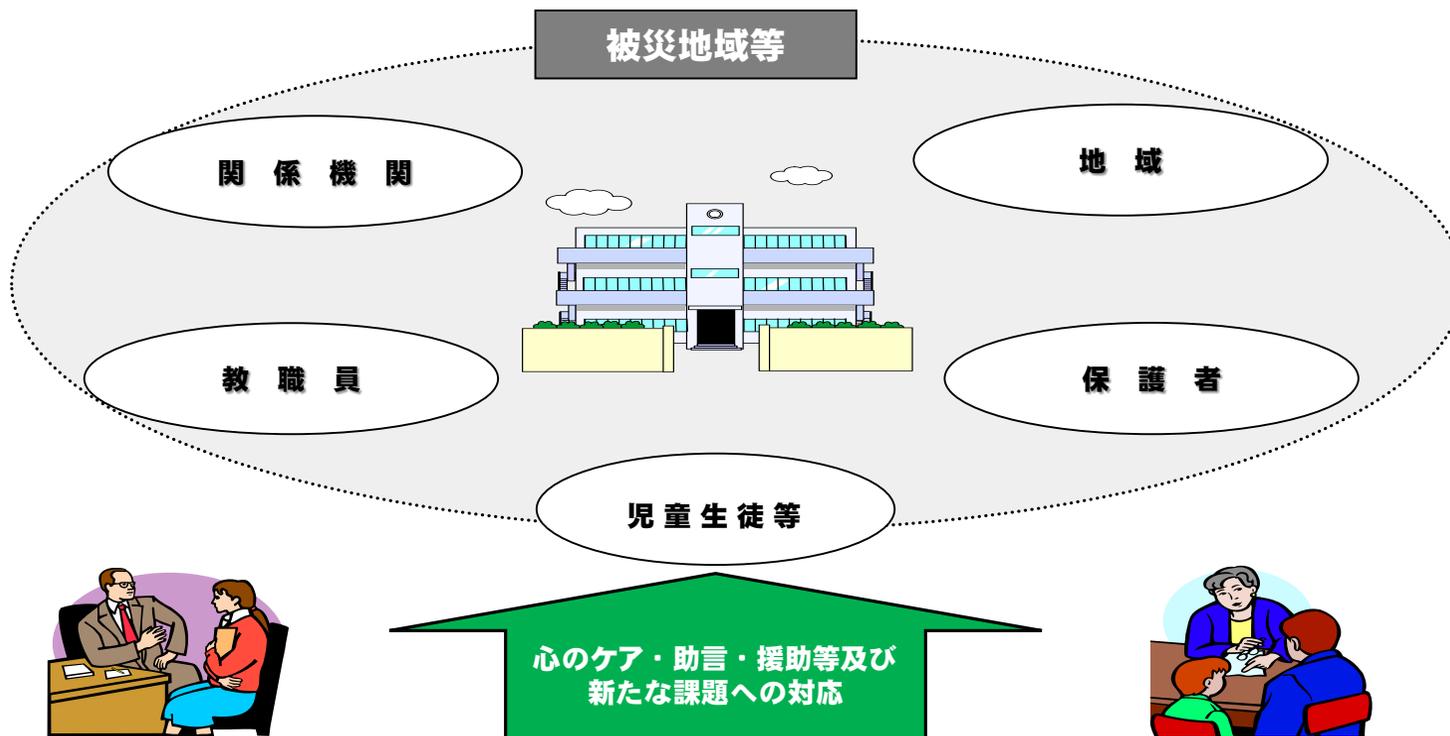
令和3年度要求額 17億円
(前年度予算額 22億円)



【東日本大震災復興特別会計】

○ 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



・スクールカウンセラーの配置
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等

・スクールソーシャルワーカーの配置
社会福祉士、精神保健福祉士 等

・心のケアに資するための支援活動事業

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	文部科学省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	総合教育政策局地域学習推進課			03-6734-2971	
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先	福島県教育庁社会教育課 (024-521-7799)				
予算額 (億円)	3年度 予算額	135 の内数	2年度 予算額	155 の内数	
本事業の対象地域・ 対象者等	福島県内の幼児・児童生徒 (小中学生)				
NPO 等による申請先	福島県				
分類	○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班 (03-6328-0271)

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(前年度予算額:155億円の内数)
令和3年度予算額:135億円の内数
(東日本大震災復興特別会計)

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動を始めとする様々な体験活動等の取組を支援する。

事業内容

- (1)対象者 福島県内の児童生徒(小中学生)等
- (2)実施主体 福島県(教育委員会)
- (3)対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
 - 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)
 - 地域性を活かした体験活動等(地域の企業見学、住民との交流等)
- (4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費

※令和元年度実績 【小・中学校】 309件(17,557人)
【幼稚園・保育所】 53件(5,053人)
【社会教育関係団体】 県外活動のみ1団体(13人)

※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金(現在の被災者支援総合交付金)の取組の一つとして実施。



子ども・被災者支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略)
自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策(中略)
その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平成24年6月27日法律第48号)
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

子ども・被災者支援法基本方針

Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

(中略)福島県の子どもの**自然体験活動への支援**(中略)など、被災者の抱える様々な課題に**きめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む**。

(平成27年8月25日)
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

Ⅱ 子供に対する支援の強化 (主な課題(抜粋))

- ①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
- ③心身のケアが必要となっている子どもを支える。

(主要な対応する施策)
・(中略)「**福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業**」を平成26年度から実施。

(平成25年12月13日)
被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

福島県からの要望

Ⅶ 32(1)福島復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験活動・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(令和2年6月24日)
ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害対応雇用支援事業				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	職業安定局地域雇用対策課			03-5253-1111 (内 5794)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県商工労働部雇用労政課 (024-521-7290)				
予算額 (億円)	3年度 要求額	制度要求	2年度 予算額	6.6	
本事業の対象地域・対象者等	実施地域：福島県全域 対象者：福島県被災求職者				
NPO 等による申請先	福島県又は県内各市町村				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	令和3年度末まで ※ただし、令和3年度末までに開始した基金事業については令和4年度末まで	
事業の概要	民間企業・NPO 等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会を提供し生活の安定を図る。				

原子力災害対応雇用支援事業

令和3年度要求額 制度要求
(令和2年度予算額 6.6億円)

趣 旨

- 長引く原子力災害の影響により、依然として約3.7万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 令和3年度以降も、住民の帰還が順次進捗し、帰還等を契機に、こうした避難者や長期非就労の状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるものの、被災12市町村における事業所の地元再開率は31%と未だ低い水準にとどまっており、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保し、生活の安定を図る。

事業の概要

◆事業内容

- 事業実施期間: 令和3年度末まで
(ただし、令和3年度までに開始した基金事業については令和4年度末まで)
- 実施地域: 福島県全域
- 対象者: 福島県被災求職者
 - ① 福島県に所在する事業所に雇用されていた者
 - ② 福島県に居住していた者のいずれかに該当し、かつ過去1年間に福島県内で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者

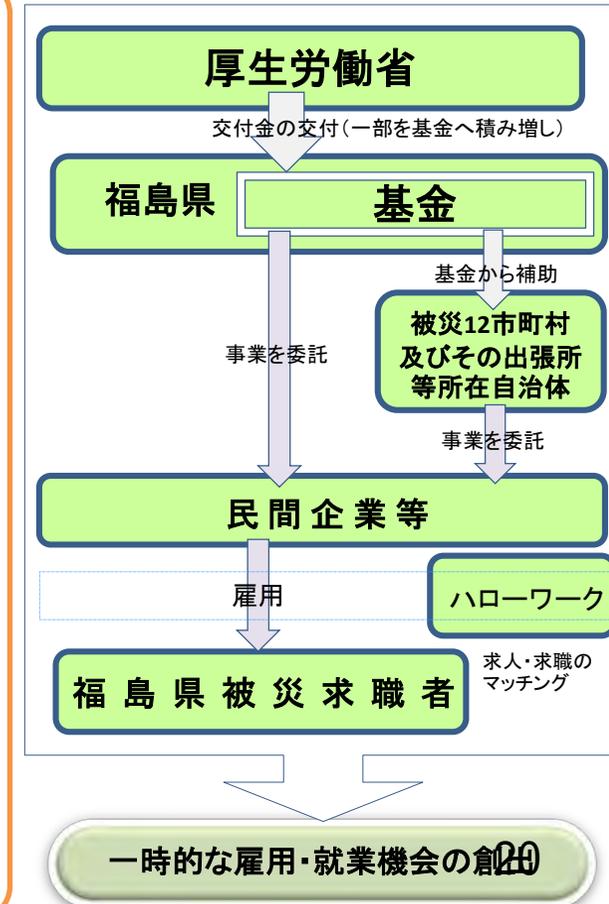
◆ 事業概要

- 次の安定雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出し、生活の安定を図る。

◆ 実施要件

- 福島県の自治体を実施する原子力災害由来の事業(他の事業で措置できない事業に限る)を対象とする。
- 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

《事業スキーム》



復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	地域経済産業活性化対策費補助金（地域の伝統・魅力等発信支援事業）				
担当府省名	経済産業省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室		03-3501-2883		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島広報戦略・風評被害対応室				
予算額 （億円）	3年度 要求額	2.3の内数	2年度 予算額	2.3の内数	
本事業の対象地域・対象者等	民間団体等				
NPO 等による申請先	執行団体（事業の委託先）				
分類	雇用支援・産業支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	福島県（特に被災12市町村）の伝統・魅力等の発信により、風評被害の払拭や交流人口増加に向けた具体的な成果に資する取組を補助します。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (誘客コンテンツ開発等支援事業)				
担当府省名	経済産業省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興 推進グループ 福島新産業・ 雇用創出推進室		03-3501-8574		
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先	福島新産業・雇用創出推進室				
予算額 (億円)	3年度 要求額	44.1 の内数	2年度 予算額	—	
本事業の対象地域・ 対象者等	補助対象事業者は、福島浜通り地域 12 市町村で事業を行う法人、団体（任意団体を含む）。 (※) 12 市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村				
NPO 等による申請先	執行団体				
分類	雇用支援・産業支援		事業の実施期間	3 年間	
事業の概要	複数の地域の事業者等が連携し、浜通り地域等の新たな誘客マーケティングを実施する際、企画の元となる調査・分析や、検討に要する人件費、動画等の広報への支援を行う。なお、市町村間連携を必須とする。				

地域の魅力等発信基盤整備事業費【復興】

令和3年度概算要求額 **2.3億円（2.3億円）**

事業の内容

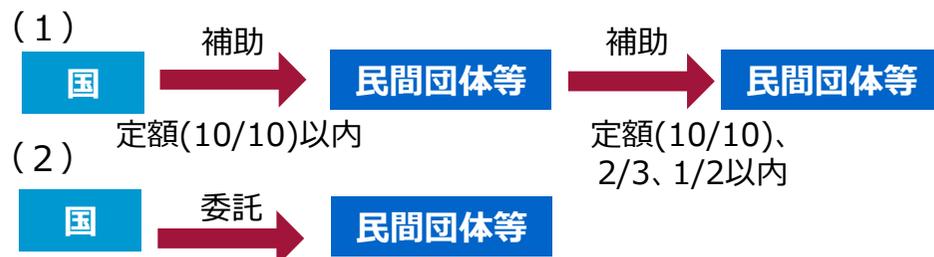
事業目的・概要

- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展しています。一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国民が復興の状況を知る機会が限られ、情報の「固定化」や「風化」が進んでいます。
- 本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評被害の払拭や交流人口の増加に向けた取組を補助することで、民間主導で正確な情報が発信される基盤を整備します。
- 併せて、国自身も被災12市町村を中心とした福島の復興状況や魅力を、国内外に対して戦略的かつ効果的に発信し、それを通じて正確な情報が発信される基盤を整備します。

成果目標

- 民間団体等による福島の伝統・魅力等を発信する事業への補助と、国による福島に関する正確な情報発信を通じて、民間企業等が安定的に事業を行うことができる環境の整備を推進します。

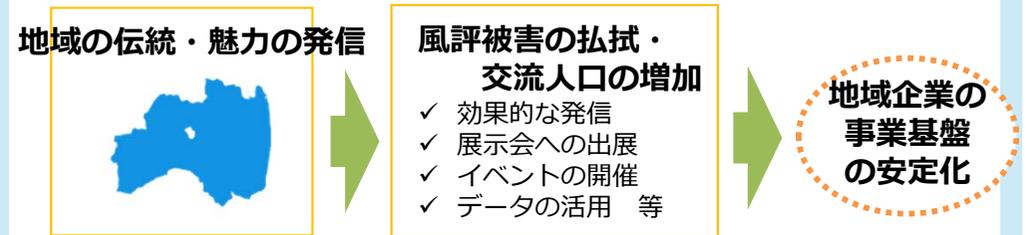
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 地域の伝統・魅力等発信支援事業

- 民間団体等による、地域の伝統・魅力等の発信により風評被害の払拭や交流人口の増加などを目指す取組を支援する。
- 民間団体等が実施する取組に対して、専門的な知見を有するアドバイザーの仲介等のサポートを行う。



(2) 地域の魅力等戦略的発信事業

- 被災12市町村を中心とした福島県の復興状況や魅力について、仮説に基づいたターゲット別の有効なコンテンツを制作する。
- 制作したコンテンツは、戦略的かつ効果的な手法により発信を行うとともに、発信後は効果分析を行う。



復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	特定森林再生事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	25	2年度 予算額	24	/
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等 保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進しつつ、公益的機能の発揮を図るため、更新困難な森林や被害森林等の特定の森林の再生を支援する。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林環境保全直接支援事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	395	2年度 予算額	264	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全	事業の実施期間		-	
事業の概要	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援する。				

森林整備事業 <公共>

【令和3年度予算概算要求額 149,158 (122,261) 百万円】

<対策のポイント>

森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止等にも貢献するため、**間伐や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進**します。

<事業目標>

森林吸収量2.0%以上（平成25年度比）の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

<事業の内容>

<事業イメージ>

森林の多面的機能の発揮に向けた森林整備



利用間伐の実施



コンテナ苗による再造林

間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



幹線となる道の整備

路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備



奥地水源林の整備による水源涵養機能の強化

1. 間伐や路網整備、再造林等

森林環境保全直接支援事業	37,451 (23,491) 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	4,164 (2,051) 百万円
林業専用道整備事業	845 (1,017) 百万円
山村強靱化林道整備事業	500 (-) 百万円
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	52 (-) 百万円

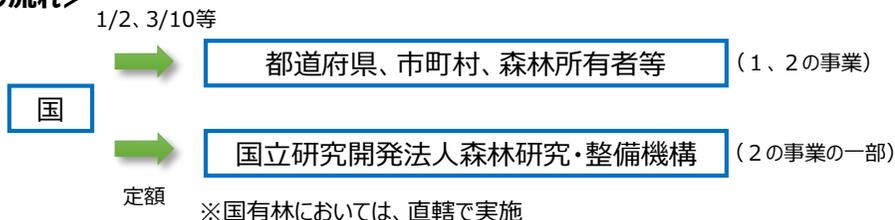
- ① **再造林や間伐等の森林整備**を推進することで、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、**路網をバランスよく整備**します。
- ③ **防災上重要な幹線林道の開設・改良**を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 林道施設の**PCB廃棄物の確実かつ適正な処理**を支援します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	2,537 (2,399) 百万円
水源林造成事業	27,898 (25,247) 百万円

- ① 気象害等の被害森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② **重要インフラ施設周辺の森林整備**を支援することで災害の未然防止につなげます。

<事業の流れ>



激甚化する自然災害への対応【山村強靱化林道整備事業】

近年、豪雨・台風災害が激甚化・頻発化する中で、強靱で災害に強く災害時には代替路としての機能が確保される林道を早急に開設・改良

○事業対象

公道等に接続している林道（林道規程に基づく「幹線」）であって、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路と位置付けられる予定のもの

林道の改良を一律1/2補助で実施
既設林道の強靱化を推進



災害時の代替路としての活用

災害に強い幹線林道の開設・改良

公道

豪雨等への強靱化対策

暗渠工の設置

法枠工の設置

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	絆の森整備事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	1131 の内数	2年度 予算額	943 の内数	/
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等 保全	事業の実施期間		-	
事業の概要	市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する（ただし林道の整備を除く）。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	漁場保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	1131 の内数	2年度 予算額	943 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する（ただし、林道の整備、保安施設事業を除く）。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	農業用水保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	3年度 要求額	1131 の内数	2年度 予算額	943 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する（ただし、林道の整備を除く）。				

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和3年度予算概算要求額 113,130 (94,275) 百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が20.7億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [令和5年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において海岸堤防等の整備を推進

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の实情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに配分**できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業イメージ>

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進
老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）
漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



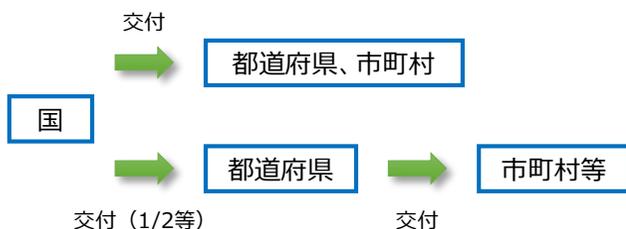
林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現
治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進
津波・高潮対策としての水門整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(農業農村分野に関すること) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
(森林分野に関すること) 林野庁計画課 (03-3501-3042)
(水産分野に関すること) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁森林利用課		03-3502-0048		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額 (億円)	3年度 要求額	19の内数	2年度 予算額	—	
本事業の対象地域・対象者等	地域住民、森林所有者等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○環境・山村・漁村等 保全	事業の実施期間		令和7年度末	
事業の概要	森林・山村の多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、地域の活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の利用、関係人口の拡大を図る取組等を支援。				
その他	令和3年度予算において、森林・山村多面的機能発揮対策は廃止し、後継事業として森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策を新規で要求。				

森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策

【令和3年度予算概算要求額 1,900（－）百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能発揮や新たな関係人口の創出を通じ、地域固有の資源である森林の価値を顕在化させ、山村地域の活性化を図るため、**多様なコミュニティによる森林資源を活用した地域づくりの取組を支援**します。

<事業目標>

- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加
- 森林の多面的機能の発揮及びコミュニティの形成に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策交付金 1,877（－）百万円

① 森林資源価値創造タイプ

地域住民や地域外関係者（関係人口）で構成する活動組織が主体となって実施する**里山林を活用した森林空間利用活動、里山林整備活動等、関係人口の創出を通じ地域コミュニティ活性化を図る取組を支援**します。

② 地域資源維持保全タイプ

地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織が実施する**里山林の保全・整備、希少種等の保全等、地域価値の発揮を通じ地域コミュニティ維持を図る取組を支援**します。

※ 活動組織の自立を促す**地域協議会、都道府県**の取組を併せて支援

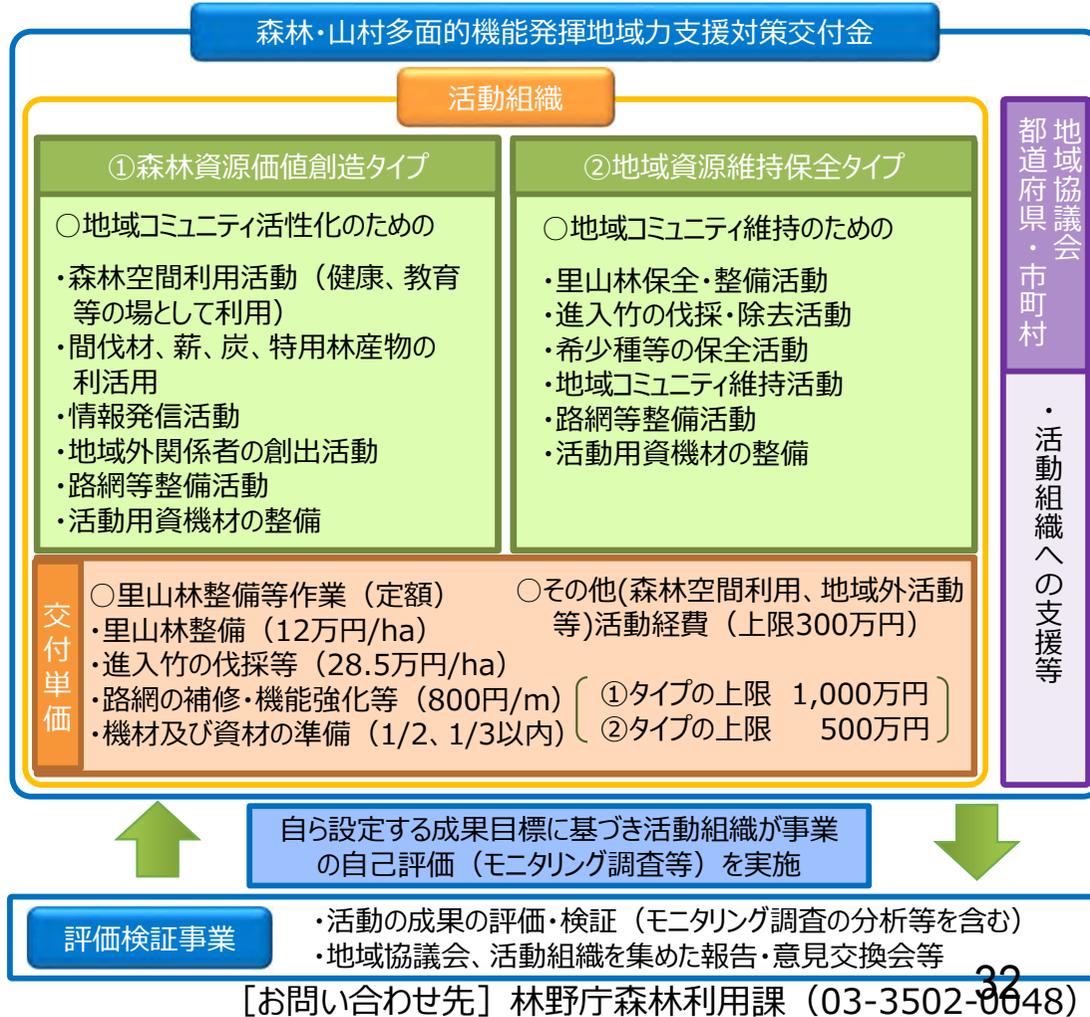
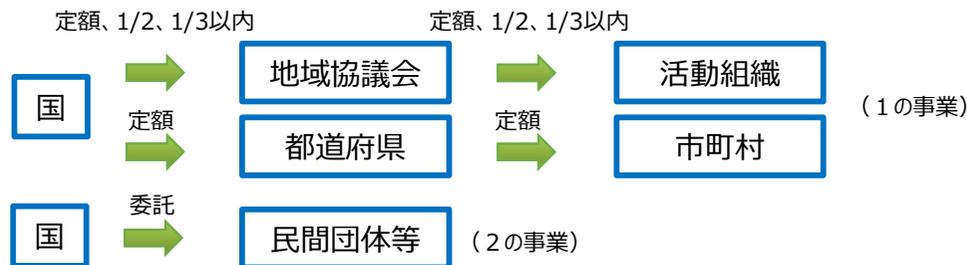
2. 森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策評価検証事業

24（－）百万円

① 森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。

② 地域協議会や活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3502-0648)

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	水産多面的機能発揮対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	水産庁計画課			03-3501-3082	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額 (億円)	3 年度 要求額	30 の内数		2 年度 予算額	23 の内数
本事業の対象地域・対象者等	漁業者、住民、NPO 等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	令和 7 年度末まで	
事業の概要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者・住民・NPO 等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮に資する地域の活動を支援する。				

水産多面的機能発揮対策事業

【令和3年度予算概算要求額 3,000 (2,299) 百万円】

<対策のポイント>

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援するとともに、漁業者自らによる資源管理の取組を支援します。

<政策目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和7年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持（環境異変等への早期対応件数の割合を20%増加〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮や資源管理に資する以下の取組を支援します。
 - ① 環境・生態系保全
 - ア 水域の保全
藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流等の活動を支援します。
 - イ 水辺の保全
干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。
 - ② 海の安全確保
国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。
 - ③ 資源管理推進
漁業者自らによる資源管理の前提となる水産資源の調査等を支援します。
2. 上記の取組（③を除く）について
 - ① NPO等他主体との連携に取り組む活動組織や、複数の活動組織による**広域連携の取組**を支援します。
 - ② 多面的機能の**国民に対する理解の増進**を図る活動組織を支援します。

<事業イメージ>



藻場の保全（ウニの駆除）



漂流漂着物の回収・処理



ヨシ帯の保全



干潟等の保全（干潟の耕うん）

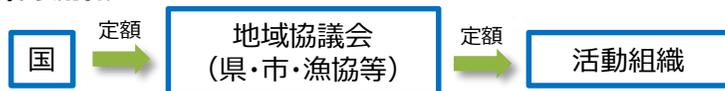


災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

<事業の流れ>



復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム 事業費				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	大臣官房環境計画課			03-5521-8328	
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先	-				
予算額 (億円)	3年度 要求額	5	2年度 予算額	5	
本事業の対象地域・ 対象者等	自治体、企業、NGO、NPO等				
NPO 等による申請先	-				
分類	環境・山村・漁村等保全		事業の実施期 間	-	
事業の概要	「第五次環境基本計画」（平成 30 年 4 月閣議決定）で提唱した「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域の総合的な取組となる構想策定、その構想を踏まえた事業計画の策定のための専門家チームの形成・派遣に取り組み、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。				

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------------|-----------------|
| ■ 事業形態 | 共同実施／請負事業 |
| ■ 共同実施先・請負先 | 地方公共団体／民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和元年度～令和5年度（予定） |

4. 事業イメージ

地域循環共生圏



復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	NPO 等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業				
担当府省名	内閣府 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）			03-6257-1514	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
予算額 (億円)	3 年度 要求額	1.2	2 年度 予算額	1.7	
本事業の対象地域・対象者等	被災地等において復興・被災者支援に取り組む NPO 等				
NPO 等による申請先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
分類	分野横断		事業の実施期間	-	
事業の概要	<p>復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりよく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組^{※1}や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組^{※2}に対して支援を行う。</p> <p>※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組</p> <p>※2 復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等（各県が実施）</p>				

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業

(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当))

3年度概算要求額 **1.2億円**【復興特会】
(2年度予算額 1.7億円)

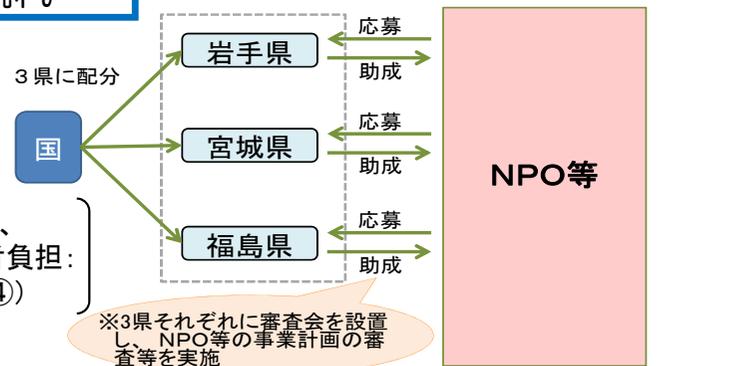
事業概要・目的

- 東日本大震災の被災地等では、復興・創生期間の終盤に再建された地域のコミュニティ形成や高齢者等の心のケア等の取組について引き続き対応が必要であり、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を図ることが重要な課題となっています。
- このような状況の中、被災者、行政、支援者等との「絆」を活かした共助の活動により、行政の手の行き届かない様々な復興・被災者支援に大きな役割を担ってきたNPO等の活動への期待は引き続き大きく、これらのNPO等に対する支援について被災3県からも強い要望があります。
- 上記を踏まえ、被災地等の新たな地域社会の絆（地域コミュニティ）の形成や被災者の心のケア等の課題に対応するため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりよく）」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進します。

事業イメージ・具体例

- NPO等による絆力を活かした復興・被災者支援の取組や復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組(①～⑤)に対して支援を実施します。
 - ①被災者等の見守りやカウンセリングといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組
 - ②被災者間や被災者と行政・支援者等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組
 - ③原子力災害により避難した方々の避難先での交流、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組
 - ④復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援の取組
 - ⑤復興・被災者支援を行うNPO等が支援者(民間企業、専門家等)や他団体等と結びつくためのマッチング・交流、審査委員会等の実施(県が実施)

資金の流れ



〔交付率: 2/3以内、NPO等の事業者負担: 1/10以上(①～④)〕

期待される効果

- 行政では手の回らない多様化する復興に必要な取組や被災者のニーズに対して、NPO等による、現場の視点に基づいたきめ細かい支援が継続して実施されます。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (つながり創出を通じた地域活性化支援事業)				
担当府省名	経済産業省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ福島事業・なりわい再建支援室		03-3501-1356		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島事業・なりわい再建支援室				
予算額 (億円)	3年度 要求額	44.1の内数	2年度 予算額	15.8の内数	
本事業の対象地域・対象者等	<p>補助対象事業者は、法人、団体（任意団体を含む）。 なお、以下の要件を満たす必要あり。</p> <p>i) 12 市町村内で実施する取組の場合 申請法人・団体の中に 1 名以上、12 市町村で被災された方が含まれること。</p> <p>ii) 12 市町村外で実施する取組の場合 申請法人・団体の代表者が、12 市町村で被災された方であること。かつ、申請法人・団体の中に 5 名以上、12 市町村で被災された方が含まれること。</p> <p>(※) 12 市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村</p>				
NPO 等による申請先	執行団体				
分類	分野横断		事業の実施期間	—	
事業の概要	12 市町村の被災者の人々とのつながりの創出を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を支援。				

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業

令和3年度概算要求額 44.1億円（15.8億円）

福島復興推進グループ
福島事業・なりわい再建支援室
03-3501-1356
福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室
03-3501-8574

事業の内容

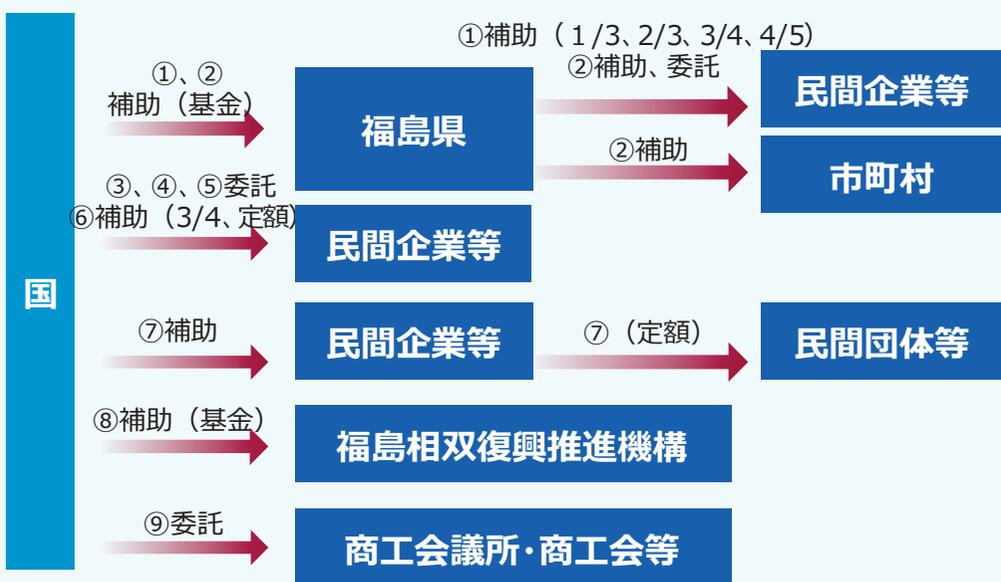
事業目的・概要

- 避難指示等の対象となった被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立に向けて、事業やなりわいの再建を図ることが重要です。
- そのため、設備投資・人材確保・商圈の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した支援の実施、域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者支援体制の整備を行います。

成果目標

- これらの支援により、被災事業者の自立を後押しし、事業やなりわいの再建を通じたまちの復興、地元経済の復興を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業再開等の支援及び事業継続に向けた経営力強化の促進

① 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【基金】

事業者の事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助します。
＜制度要求＞ ア)基金の期限の延長、イ) 帰還困難区域となった地域での事業再開を対象とした補助率の拡充、ウ) 創業者等を対象とした事業との一体的な運用

② 事業再開・帰還促進交付金【基金:積増し】

被災12市町村による需要喚起の取組を支援します。
＜制度要求＞ ア) 基金の期限の延長、イ) ①来訪者による地元での消費喚起の促進を図る事業、②交流人口拡大に資するコンテンツ開発の促進を図るための支援を追加

③ 人材マッチングによる人材確保支援事業【委託:継続】

事業者の人材確保とともに、採用力の向上を支援します。

④ 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【委託:継続】

事業者の販路開拓・商圈拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援します。

⑤ 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託:継続】

被災12市町村での創業促進のためのマッチング等を行います。

⑥ 輸送等手段の確保支援事業【補助:継続】

生活関連サービスの提供や企業間物流の連携を支援します。
＜制度要求＞ 広域的な生活関連サービスの提供の実態等を踏まえて補助単価を見直し

⑦ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助:継続】

地元のコミュニティの回復や地域経済の活性化につながる取組を支援します。

支援体制の整備

⑧ 官民合同チーム専門家支援事業【基金:積増し】

事業者の経営課題等に対して専門家等が相談支援をします。
＜制度要求＞ 基金の期限の延長

⑨ 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託:継続】

事業者支援・経済復興を広域的に進めるための支援体制の構築を図ります。